

## 合併公告

令和7年11月25日

株主及び債権者各位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1  
JUKI株式会社  
代表取締役 成川 敦

当社（甲）は、合併によりJUKIオートメーションシステムズ株式会社（乙：東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1）及びJUKIテクノソリューションズ株式会社（丙：東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1）の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

効力発生日は令和7年12月31日であり、甲は会社法第796条第2項、乙及び丙は会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。  
(乙) <https://www.juki.co.jp/ir/notice/jas.html>  
(丙) <https://www.juki.co.jp/ir/notice/jts.html>

以上